

# 保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**



1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが  
応援・支援される

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン  
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン  
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン  
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】  
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立（R5.4.1施行）  
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

### 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

#### ○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

#### ○人口減少地域における保育機能の確保・強化

・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

#### ○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善  
・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

#### ○保育の質の確保・向上、安全性の確保

・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進  
・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

### 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

#### ○こども誰でも通園制度の推進

・制度の創設と実施体制の整備 ・円滑な運用や利用の促進 等

#### ○多様なニーズに対応した保育の充実

・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実  
・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

#### ○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

・相談支援や居場所づくり等の推進  
・要支援児童への対応強化  
・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

### 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

#### ○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

・民間給与動向等を踏まえた改善 ・経営情報の見える化の推進 等

#### ○保育DXの推進による業務改善

・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進 ・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

#### ○働きやすい職場環境づくり

・保育補助者等の活用促進 等

#### ○新規資格取得と就労の促進

・資格取得や就業継続の支援の充実 等

#### ○離職者の再就職・職場復帰の促進

・保育士・保育所支援者の機能強化 等

#### ○保育の現場・職業の魅力発信

・多様な関係者による検討・発信 等

## 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める **【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】**

### 主な施策

### 具体的な取組

(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保

①地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策  
○地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保する。  
・各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備や取組への支援（施設整備の補助率の高上げ、年度途中入所の調整に必要な職員の配置支援等）※  
・待機児童発生自治体に対する国による個別のヒアリング・対策に係る助言援助  
・待機児童対策協議会を活用した支援 等

②人口減少地域における保育機能の確保・強化  
○地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める。  
・各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な統廃合や多機能化等の取組への支援（施設整備の補助率の高上げ）※  
・人口減少に対応した公定価格 ※  
・地域の実情に応じた多機能化等の取組の促進 ※  
・必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備 等

③公定価格における地域区分の見直し（令和6年人事院勧告を踏まえた対応について、他の社会保障分野の動向等も踏まえながら検討）

(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

○保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育の提供体制の強化を進める。  
・4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進  
・1歳児の職員配置の改善 ※  
・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保

○保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進めるとともに、虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の質の確保・向上と安全性の確保を図る。  
**【保育の質の確保・向上】**  
・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進 ※  
・巡回支援の推進 ※  
・保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進  
・保育士等の養成や研修の充実 ※  
・第三者評価等による質の評価・改善の推進 ・効率的・効果的な指導監査の推進 ※ 等  
**【安全性の確保】**  
・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化（法整備、調査研究や事案分析を通じたガイドラインの充実等）  
・性暴力防止の対策推進（こども性暴力防止法施行に向けた対応の推進、研修の充実等）※  
・事故等の防止・対応の強化（安全計画の作成・運用の徹底、研修や啓発の充実、テクノロジーの活用推進等）  
・保育所等における防災機能・対策の強化 ※ 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

主な施策	具体的な取組
(1) こども誰でも通園制度の推進	<p>○「こども誰でも通園制度」について、令和7年度に制度化（地域子ども・子育て支援事業として各自治体の判断で実施）、令和8年度に給付化（全自治体で実施）し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度の給付化に向けた制度の構築、自治体支援等</li> <li>・実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援 ※</li> <li>・新たな研修内容・研修ツールを構築・作成し、人材育成を推進</li> <li>・障害児・医療的ケア児、要支援児童への対応</li> <li>・制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及</li> <li>・制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用 ※ 等</li> </ul>
(2) 多様なニーズに対応した保育の充実	<p>○障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化や病児保育等の充実を図り、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職の活用や児童発達支援センター等との連携等により保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進</li> <li>・併行通園の場合の障害児支援（児童発達支援事業所等）との連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進</li> <li>・医療的ケア児の受入れや保育の充実 ※</li> <li>・異なる文化的背景を持つこどもへの支援</li> <li>・病児保育、延長保育、一時預かり等の支援等の充実 ※ 等</li> </ul>
(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進	<p>○関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等の利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策等を進め、地域全体でこども・子育て家庭を応援・支援していく環境を整備する。</p> <p>【家族支援や地域のこども・子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用児童の家族への養育支援や相談支援の推進</li> <li>・地域のこどもや子育て家庭への支援の推進</li> <li>・要支援児童への対応強化</li> <li>・こどもの居場所づくりの推進 ※ 等</li> </ul> <p>【「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・普及啓発、地域コーディネーター養成 ※</li> <li>・「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究の推進 等</li> </ul>

### 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

主な施策	具体的な取組
(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善	<p>○民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所・幼稚園等におけるモデル賃金や人件費比率等の見える化を進め、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間給与動向等を踏まえた処遇改善 ※</li> <li>・処遇改善等加算の一本化と活用促進 ※</li> <li>・各保育所等の経営情報の継続的な見える化の推進 ※ 等</li> </ul>
(2) 保育人材の確保のための総合的な対策	<p>①働きやすい職場環境づくり</p> <p>○保育現場の体制やサポートを充実するとともに、テクノロジーも活用しながら業務改善を進め、人材の参入や就労継続、保育の質の確保・向上につながる、働きやすい職場環境を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育補助者や保育支援者等の配置による体制の充実 ※</li> <li>・巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートの充実 ※</li> <li>・休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進 ・テクノロジーの活用による業務改善の推進（後掲） 等</li> </ul> <p>②新規資格取得と就労の促進</p> <p>○保育士資格の新規取得や就業継続の支援の充実を図り、人材の参入や就労の継続を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定保育士養成施設への修学支援と保育所への就職促進 ※</li> <li>・保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援 ・地域限定保育士制度の一般制度化の検討</li> <li>・保育士養成課程の充実 ・保育士の登録に係るオンライン手続き化 等</li> </ul> <p>③離職者の再就職・職場復帰の促進</p> <p>○離職者の再就職や職場復帰の支援の充実を図り、潜在保育士が再び保育現場で活躍できる環境整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・保育所支援センターの機能強化 ※</li> <li>・再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等）</li> <li>・潜在保育士の段階的な職場復帰支援 ・求人・求職の適切な環境の整備 等</li> </ul>
(3) 保育の現場・職業の魅力発信	<p>○保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめ国民の理解を深め、保育人材の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信</li> <li>・多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会の開催等）</li> <li>・自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援 等</li> </ul>
(4) 保育DXの推進による業務改善	<p>○各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の向上に取り組むことができる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育現場における保育ICT（計画/記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュ決済）や、こどもの安全対策に資する設備等の導入推進 ※</li> <li>・給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現（保育業務施設管理プラットフォームの構築と活用推進）※</li> <li>・保活ワンストップの実現（保活情報連携基盤の構築と活用推進/就労証明書のデジタル化）※</li> <li>・保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備（①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発、をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」の実施）※</li> <li>・こども誰でも通園制度の利用に係るシステムの構築・運用（再掲） 等</li> </ul>